



ホットな見守リニュース

こんなにたくさん食べられない!!食料品の訪問販売にご注意!の巻



見守りポイント

- ◎佃煮や漬物などの食料品を試食したら食べきれないほどの大量の商品を強引に購入させられたという相談が寄せられています。
- ◎突然の見知らぬ来訪者にはドアを開けず、まず用件を確認するなど、慎重に対応することが大切です。
- ◎必要がなければ勧められても試食などせずきっぱり断るよう、伝えましょう。

対処方法

- ◆訪問販売で総額3000円以上契約した場合は、食料品でもクーリング・オフができます。
- ◆クーリング・オフ期間が過ぎていても販売方法に問題があれば、契約を取り消すことができる場合があります。早急に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。